

文系IT人材確保支援事業 IT Boot Camp@島根 企画提案説明書

令和 7 年 2 月 20 日

1. 目的

文系学部に所属する大学生を対象に、IT スキルを学ぶ機会を通じて IT 企業への就職意識を醸成し、併せて県内企業との交流等により企業理解を深め、県内への就職意識を高める取組を行う。

2. 委託業務の内容

(1)業務名	文系IT人材確保支援事業 IT Boot Camp@島根
(2)委託期間	契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
(3)業務の内容	仕様書に定める業務内容のとおり

3. 応募資格

- (1)単独の法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2)単独の法人として参加する場合は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人(以下「県内法人」という。)であること。コンソーシアムで参加する場合はコンソーシアムの構成員のうち1者以上は県内法人であること。
- (3)単独の法人又はコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。
 - ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - ②地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限内において、その措置の期間が満了していない者でないこと。
 - ④島根県との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - ⑤消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。
 - ⑥島根県の区域内に事業所を有する者にあつては島根県税の、島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。
 - ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に企画提案参加申込書を徴して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。

(1)募集期間	令和7年2月20日(木)～3月10日(月)17時まで ※企画提案説明書は、島根県のHPで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2)企画提案の参加申込書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案参加申込書(様式1)に以下書類を添付して令和7年3月10日(月)17時までに持参、郵送またはメールにより各1部提出すること。 ・誓約書(様式4) ・都道府県税に関する納税証明書1部(発行後3か月以内のもの、原本1部) ※県内に事業所がない場合は主たる事業所が所在する都道府県における都道府県税に係る納税証明書 ※コンソーシアムにあつては構成員ごとに1部 ・税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書1部(発行後3か月以内のもの、原本) ※コンソーシアムにあつては構成員ごとに1部 ・会社等組織概要(会社案内、要覧、定款等、個人事業主は事業実績等を任意様式により作成) ・コンソーシアムの場合は、コンソーシアム協定書の写し ※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(3)参加資格通知予定日	令和7年3月13日(木)
(4)質疑の受付期間	質疑がある場合は、企画提案質問書(様式3)に質問事項を記載の上、令和7年3月17日(月)正午までに持参または電子メールにより提出すること。
(5)質疑の回答方法	企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。なお、回答は企画提案参加申込書に記載された連絡担当者に対して、電子メールで送信するため、必ず受信可能なメールアドレスを記載すること。 なお、メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。
(6)質疑の回答予定日	令和7年3月18日(火)
(7)企画提案書提出期限	令和7年3月19日(水)正午※詳細は5の(2)による
(8) 企画提案競争への参加辞退	企画提案競争参加申込書を提出した後で企画提案への参加を辞退する場合は、企画提案競争参加辞退届(様式5)を令和7年3月14日(金)正午までに持参、郵送または電子メールにより1部提出すること。

	※持参の場合の受付時間は、9時から 17 時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(9)提案者プレゼンテーション及び審査予定日	プレゼンテーションの時間及び場所については、企画提案参加申込書提出者に別途通知する。
(10)提案者プレゼンテーションの方法	提案者ごとに企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。
(11)委託予定事業者の決定	令和 7 年 3 月下旬
○提出先及び問い合わせ先 島根県商工労働部産業振興課 産業デジタル推進室 担当:大場 〒690-8501 松江市殿町1番地(島根県庁本館2階) TEL:0852-22-6220(直通) FAX:0852-22-5638 Mail: sangyo-digital@pref.shimane.lg.jp	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	①企画提案書(様式 2)により作成する。 ②用紙の大きさは A4 判縦、横書き、左綴じを原則とする。(図表等は必要に応じ A3 判の折り込みも可とする。)
(2)提出方法	①令和 7 年 3 月 19 日(水)正午までに持参又は郵送(郵便書留)により提出すること。 ②提出部数:6 部
(3)その他の書類	見積書を 1 部提出すること。
(4)企画提案等に係る留意事項	①参加申込書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ・作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ・虚偽の内容が記載されているもの ②提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。 ③企画提案書の作成、提出等、企画提案参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。 ④提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ⑤企画提案の採否は、文書等で通知する。 ⑥採用した提案は、県により内容の一部を変更することがある。 ⑦本説明書に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

<p>(1)審査方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託予定事業者として選定する。 ・企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合、委託予定事業者を選定しないことがある。
<p>(2)審査内容</p>	<p>以下の審査項目によって審査を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務に対する理解度及び業務の基本方針 <ol style="list-style-type: none"> ①業務目的を理解していること。 ②効果的かつ実施可能と判断できる基本方針や戦略を持っていること。 2. 業務スケジュール <ol style="list-style-type: none"> ①実施内容及びスケジュール等が妥当で実施可能なものであること。 ②文系学生のITスキルの習得に適切で効果的な内容と認められること。 3. 業務に関する具体的な提案 <ol style="list-style-type: none"> (1)参加者の募集・選考 <ol style="list-style-type: none"> ①参加者の募集及び選考方法が具体的に示され、その内容が妥当で実施可能なものであること。 ②学生に対して効果的な募集活動が計画されていること。 ③事前オリエンテーション等において、県内の情報産業及びデジタルを活用した働き方等に対する参加者の関心向上及び参加意欲の醸成を図る内容を企画していること。 (2)プログラミングスキル習得講座の実施方法 <ol style="list-style-type: none"> ①講座の開催方法が妥当で実施可能なものであり、実施内容が適切かつ効果的と認められること。 ②参加者が学業やアルバイト等と両立しながら受講できる日程、内容及び分量であり、かつ参加者からの質問等に対応できる体制を確保していること。 ③参加者の離脱を防ぐこと、参加者同士及び協力企業とのコミュニケーション機会の創出を目的とした効果的な内容を企画していること。 (3)チーム型開発実践講座の実施方法 <ol style="list-style-type: none"> ①開催方法が妥当で実施可能なものであること。 ②ヒアリング及び要件定義に重点を置き、ITを活用して県内企業の課題解決を体験できる内容であること。 ③県内企業への就職につながる内容であること。 (4)追加提案 <ol style="list-style-type: none"> ①追加提案の有無。 ②チーム開発終了後も参加者と企業が持続的に交流を続けられる仕組みについての提案があること。 ③提案の内容が本事業の目的を達成するために適切かつ効果的な内容と認められること。

	<p>4. 業務実施体制</p> <p>①本業務を円滑に実施できる体制であること。</p> <p>②島根県内で恒常的かつ精力的に活動できる従事者が確保されていること。</p> <p>5. 従事者の能力、資格等</p> <p>①本業務を円滑に実施できる能力、資格を有する従事者がいること。</p> <p>6. 従事者の「仕事と家庭の両立支援」や「女性活躍推進」に関する取組</p> <p>①しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)、しまね女性の活躍応援企業のいずれか一つに該当すること。</p> <p>②しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)、しまね女性の活躍応援企業の両方に該当すること。</p>
(3)採否通知	<p>・令和7年3月末までに提案者全員に通知する。</p> <p>・審査経過は公表しないものとし、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。</p>

7. 契約内容等

(1)委託期間	契約締結日から令和8年3月31日まで
(2)委託料上限額	12,000千円(消費税及び地方消費税を含む)
(3)契約方法	委託予定事業者と委託内容、委託料について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。 最終仕様の決定に際し、企画提案の一部を変更する場合がある。
(4)委託料の支払	原則として精算払とする。 ただし、契約に基づき前金払することができる。
(5)一括下請等の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(6)契約保証金	島根県会計規則(昭和39年規則第22号)第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。ただし、契約保証金の納付について、島根県会計規則第69条の2に該当する場合は免除される場合がある。
(7)著作権等	本業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の権利は、県に帰属するものとする。
(8)個人情報の保護	本業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)を遵守すること。
(9)契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。

8. その他留意事項

第493回島根県議会(令和7年2月定例会)において、本業務に係る予算の議決がなされない場合は、当該業務の発注を取り止めます。